〇前回いただいたご指摘への対応 (案)

ご指摘	原案	修正案
登録文化財と指定文化財の関	(令和4年度第4回資料1一	指定文化財への移行が直接・間接問わず強制力を伴ったものとならない
係性について、資料1-1にあ	1)	よう以下のとおり修正する。
る「保存・活用がなされるよう	…ただちに指定文化財への指	
必要な検討を随時で加えてい	定手続に移行するものではな	
く」という記述と資料1-2に	いが、…必要な検討を随時で加	
ある「推奨」という記述とがあ	えていく。	(令和4年度第4回資料1-1)
り、異なるニュアンスが並記さ		原案のまま
れているのではないか。	(令和4年度第4回資料1一	
	2)	(令和4年度第4回資料1-2)
	…指定文化財への移行を間接	…指定文化財への移行も含めて所有者の検討を支援する。
	的に促すこととしたい。	
		…ただし、所有者の検討を支援
	…ただし、指定文化財への移行	
	を推奨	
現状変更のときに許可を受け	…当該登録文化財の現状変更	…当該登録文化財の現状変更行為を行おうとする場合は、…市教育委員
るようにする記述があるが、登	行為を行おうとする場合は、…	会へ届け出るものとする。
録文化財に許可制はなじまな	審議会の許可を受けてから実	市教育委員会は、受理した届出について、審議会へ報告を行うことと
いでのはないか。	行を可能とする。	する。

個別テーマ(1)登録に係る事務手続きについて(案)

1. 西東京市登録文化財制度の概要(再掲)

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または 西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財のうち、西東京市文化 財保護審議会の審議により妥当とされたものを西東京市登録文化財(以 下「登録文化財」という。)として登録簿に掲載する。

2. 論点

(骨子抜粋)

- ①過去の文化財保護審議会の審議上で提示されたリストを基に登録簿掲載対象文 化財リスト(仮称)を作成し、当該リストの中から登録意向の確認を行うものと する。
- ②登録意向の確認できたものについて、文化財保護審議会にて登録相当か審議
- ③審議の結果を所有者または管理者宛に通知する。
- ④公開の同意があったものについて、市ホームページ等により周知。

(1) 登録までの流れについて

教育委員会が登録を行う機関を担うこととするものの、登録または登録抹消にあたっては西東京市文化財保護審議会への諮問を行い、登録相当または登録抹消相当の旨の答申があったものについて登録または登録抹消を行うこととする。

教育委員会が諮問する文化財については、所有者の同意のもとに教育 委員会が推薦するものまたは所有者による申請があったものを諮問する こととする。

また、登録文化財となって以降、当該登録文化財の現状変更行為を行 おうとする場合は、西東京市教育委員会へ市教育委員会へ届け出るもの とする。

市教育委員会は、受理した届出について、審議会へ報告を行うこととする。

なお、これらの規定の実効性を担保するため、登録申請時に上記事項 に係る同意を得ることとする。

(2) 審議資料について

審議会の審議の際、審議に必要な情報を調書にまとめ、当該調書をもとに審議を行うものとする。

(3) 登録文化財リストと登録簿掲載対象文化財リスト (仮称)

これまでの文化財保護行政の取組みにより得られた情報等をもとに作成した市内文化財一覧の中から、国もしくは東京都もしくは市の指定文化財または国もしくは市の登録文化財を除いたものを登録簿掲載対象文化財リスト(仮称)に整備する。

同リストを整備する時点において、所有者の把握を行い、市とのコミュニケーションの機会は確保するものとし、その中から所有者の同意を得られたものについて審議会へ付議し、登録相当となったものを登録文化 財リストとして一覧化するものとする。

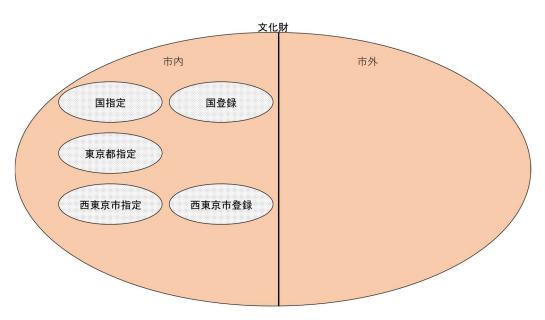
(4) 登録後の位置づけについて

登録を受けた文化財は、次世代への確実な継承をおこなうために必要な施策を講じていくこととする。登録文化財制度の趣旨(指定文化財の補完)に鑑み、ただちに指定文化財への指定手続に移行するものではないが、文化財保護条例の目的に沿った保存・活用がなされるよう必要な検討を随時で加えていく。

(5) 登録対象

登録対象は、現に市内に存在するものを対象とする。

(対象整理図)



個別テーマ(2)公開に対する考え方について

個別テーマ(3)財政的支援について

1. 西東京市登録文化財制度の概要(再掲)

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財のうち、西東京市文化財保護審議会の審議により妥当とされたものを西東京市登録文化財(以下「登録文化財」という。)として登録簿に掲載する。

2. 論点

(骨子抜粋)

(3) 公開に対する考え方

本制度の創設により、文化財を市民が共有することを目的としていることに鑑み、登録を受けた文化財については、所有者または管理者の同意の下、公開することを基本とする。

ただし、過去の審議会の審議において、公開への負担感から登録がす すまない可能性について言及があったことを踏まえ、そうした点にも配 慮した対応をとる。

なお、強い意思等により公開を希望しない所有者または管理者に対しては、その意向を尊重し、公開しないことも可能とする。他方で、そうした所有者または管理者についても、市担当課が作成する内部管理用の(仮称)登録簿掲載対象文化財リストで把握し、市とのコミュニケーションの機会を確保することで次世代への確実な継承につなげることとする。

(4) 財政的支援

公金の使途を「見える化」する観点と前述の公開に対する考え方とを 併せて考慮し、非公開の選択肢がある登録文化財へ補助金、助成金、謝 礼金その他の財政的支援は行わない。

(1) 公開に対する考え方について

①趣旨・定義

文化財登録制度は、市内に存在する文化財の次世代への継承と市民への共有による郷土への認識を高めることを目的としている

ゆるやかな管理制限を骨子とする登録文化財にあっては、市民への共 有方法についても、指定文化財比でゆるやかに設定することが趣旨にも 適った対応と考えられる。

そのため、検討にあたっては、以下の定義を組み合わせた4通りの分類から登録文化財としての限度について検討する。

【定義】

公開する	有期または無期で市民が閲覧できる機会を設けること
公開しない	有期または無期で市民が閲覧できる機会を設けないこと

情報開示する	所有者、	その存在及び所在地を明らかにすること
情報開示しない	所有者、	その存在及び所在地を明らかにしないこと

【分類】

	公開	情報開示
Α	する	する
В	する	しない
С	しない	する
D	しない	しない

②登録文化財に求める限度について

まず、分類Aについては、公開と情報開示について障壁がないことから、 登録文化財に求めるレベルとして不足はないと考えられる。

次に、分類Bについては、市民共有が行われるという点において、制度 趣旨から外れるものではないものと考えられる。

次に、分類Cについては、原則として閲覧機会が確保されないものの、 所有者、その存在及び所在地が明らかになっており、それらの点をもっ て郷土への認識を高めるきっかけとすることも可能と考えられることか ら、登録文化財として求められるレベルを満たす解釈の余地を残すと考 えられる。

分類Dについては、市民共有の手段はいずれも希望しないものであり、 目的達成のための手段としては要件を満たさないものと考えられる。

よって、所有者または管理者が分類A及び分類Bを選択した場合は、市

民への共有を達成できるとし、分類 Cを選択した場合は、市民への共有を 最低限、達成できるとみなすとする。

以上の検討から、分類A、分類Bまたは分類Cのいずれかを選択した文化財について、市民共有という点において登録文化財としての限度を達成していると整理することとしたい。

(2)財政的支援について

教育委員会を含む市の活動に要する費用は、税収等により賄われている。 そのため、特定の者への支援については、その効果がどれだけ多くの人に還元されるかという観点から必要性を検討する必要があると考えられる。

また、金銭の価値判断は、個人によって異なることから、公開に対する考え方よりも厳格な要件が必要だと考えられる。

この点について上記(1)の分類に従って検討する。

分類A、分類Bの場合は市民への閲覧機会も確保され、広く市民共有が図られている点から、十分な還元があり、財政的支援を行うことに一定の効果があると考えられる。

分類 C については、その存在と所在地が明らかになっているものの、閲覧の機会はない。(1)では市民共有を達成したとみなすと整理している立場に立って考えると、完全性が必要だとした財政的支援の中では、支援に対する効果を分類 A や分類 B のように完全に満たしているといえないと解される。

従って、財政的支援を行うことができる要件は満たさないものと考え、 分類Cについても財政的支援は難しいものと考えられる。

なお、分類A、分類Bは、市民の閲覧に対して障壁がないために閲覧機会を提供しているのだから、その点、指定文化財との境界が曖昧になるとも考えられ、登録文化財として財政的支援を行う意義は少ないと考えられる。

(3) 整理案

上記の整理に従って、分類C及び分類Dについては、合理性を見出せないと整理し、財政的支援は行わないこととする。

また、分類A及び分類Bについては、要件は満たすものの、そこに財政的支援を行うことで指定文化財への移行を念頭にしている本制度の設計と齟齬が生じるおそれがあるため、登録文化財としての財政的支援は行わず、指定文化財への移行も含めて所有者の検討を支援する。

(まとめ)

		公開	財政的支援
ſ	分類A	0	× ただし、所有者の検討を支援
J			ただし、所有名の快討を又抜
١	分類B	0	ただし、所有者の検討を支援
l	分類C	〇(みなし)	×
	分類D	×	×

登録文化財

文化財保護審議会 令和5年度第1回会議 令和5年5月31日

資料1-2

登録文化財制度制定に向けた これまでの審議について(まとめ)

令和5年5月31日 西東京市文化財保護審議会

1. 登録文化財制度の審議まとめ

〇西東京市登録文化財制度の骨子を決定(令和4年9月9日)。

〇以降、骨子に沿って審議。

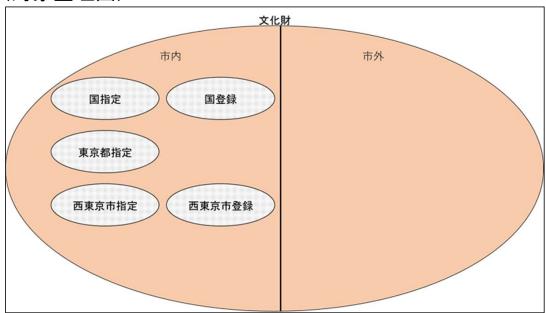
(骨子)	(審議日)
(1)登録文化財制度の概要	_
(2) 指定文化財との関係	令和4年11月29日
(3)公開に対する考え方	令和5年3月16日
(4)財政的支援	令和5年3月16日
(5)登録に係る事務手続き	令和4年11月29日

2. 骨子の概要①

(1)登録文化財制度の概要

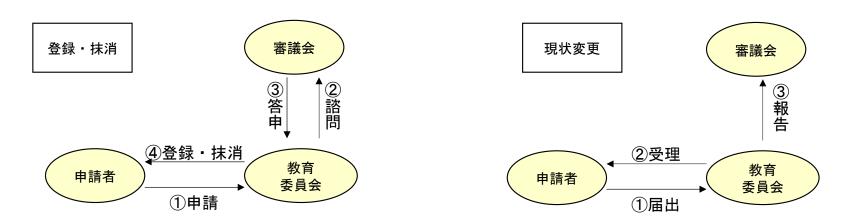
国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財のうち、西東京市文化財保護審議会の審議により妥当とされたものを西東京市登録文化財(以下「登録文化財」という。)として登録簿に掲載する。

(対象整理図)



2. 骨子の概要②-1

- (1) 指定文化財との関係
- (5)登録に係る事務手続き



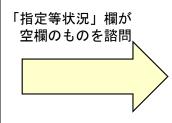
- ①登録までの流れについて
 - →登録または登録抹消にあたっては、教育委員会が西東京市文化財保護審議会への諮問を行い、答申があったものについて登録または登録抹消を行う。
 - →登録文化財の現状変更行為を行おうとする場合は、教育委員会へ事前に届け出ることを 要件とする。
- ②審議資料について
 - →審議会の審議の際、審議に必要な情報を調書にまとめ、当該調書をもとに審議を行うものとする。

2. 骨子の概要②-2

- (1) 指定文化財との関係
- (5)登録に係る事務手続き

(イメージ) 登録簿掲載対象文化財リスト

No.	名称	所有者	保管場所	指定等状況	備考
1	下野谷遺跡	西東京市	★町1-1-1	史跡	
2	〇〇像	••	☆町1-1-1	市指定	
3	〇〇文書		◇町1-1-1		
4	〇〇庚申塔		◆町1-1-1		
50	〇〇拝殿	AA	★ ★2-2-2	都指定	
51	〇〇の墓	BB	☆☆2-2-2		

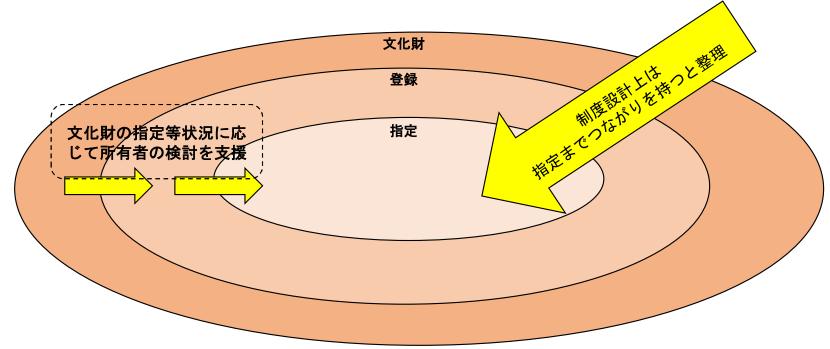


(イメーシ)登録文化財リスト				
No.	名称	所有者	保管場所	備考
1	〇〇文書		◇町1-1-1	
2	〇〇庚申塔		◆町1-1-1	
3	〇〇の墓	BB	☆☆2-2-2	

- ③登録文化財リストと登録簿掲載対象文化財リスト(仮称)
 - →登録簿掲載対象文化財リスト(仮称)の中から登録相当となったものを登録文化財リスト に掲載する。
- 5登録対象
 - →P. 3参照

2. 骨子の概要②-3

- (1) 指定文化財との関係
- (5) 登録に係る事務手続き



- 4 登録後の位置づけについて
 - →ただちに指定文化財への指定手続に移行するものではないが、文化財保護条例の目的に 沿った保存・活用がなされるよう必要な検討を随時で加えていく。

2. 骨子の概要③

(3) 公開に対する考え方

①趣旨•定義

- →ゆるやかな管理制限を骨子とする登録文化財にあっては、市民への共有方法についても 指定文化財比でゆるやかな設定が妥当。
- ②登録文化財に求める限度について
 - →下表のうち、分類A、分類Bまたは分類Cのいずれかを選択した文化財について、 市民共有という点において登録文化財としての限度を達成していると整理することとしたい。

(分類表)

	公開	情報開示
Α	する	する
В	する	しない
С	しない	する
D	しない	しない

(参考) 公開と情報開示の定義

公開する	有期または無期で市民が閲覧できる機会を設けること
公開しない	有期または無期で市民が閲覧できる機会を設けないこと
情報開示する	所有者、その存在及び所在地を明らかにすること
情報開示しない	所有者、その存在及び所在地を明らかにしないこと

2. 骨子の概要④

(4) 財政的支援

- 〇財政的支援は、公開に対する考え方よりも厳格な要件が必要。 前頁の分類に従って整理し、分類 A 及び分類 B は財政的支援を行うことに一定の効果があると考 えられる。
- 〇分類C及び分類Dについては、合理性を見出せないと整理し、財政的支援は行わない。
- ○なお、分類A及び分類Bについては、支援効果を見出すことは可能であるものの、そこに財政的 支援を行うことで指定文化財へのつながりを念頭にしている本制度の設計と齟齬が生じるおそれ があるため、登録文化財としての財政的支援は行わない。

	公開	財政的支援
分類 A		× ただし、指定文化財への移行検討を支援
分類B		× ただし、指定文化財への移行検討を支援
分類C	○ (みなし)	×
分類D	×	×